

平成30年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成30年12月11日（火曜日）第2号

開会宣告

開議宣告

議案第 3号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第 4号 砂川市特別会計条例の全部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市墓地条例の全部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長 北谷文夫君

副委員長 武田真君

委員 増井浩一君
増山裕司君
佐々木政幸君
水島美喜子君
沢田広志君

委員 多比良和伸君
中道博武君
武田圭介君
辻 勲君
小黒弘君
(議長 飯澤明彦)

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	善岡雅文
教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部 部長	熊崎一弘
兼 会計 管理 者	
総務部 審議 監	近藤恭史
総務課 長	東正雄
市長公室 課 長	安原雄二
政策調整 課 長	井上守樹
庁舎建設推進 課 長	畠山秀樹
庁舎建設推進 課 副審議 監	徳永敏宏
会計 課 長	大西俊光
市民部 長	大峯田和興
市民生活 課 長	佐藤哲朗
税務 課 長	堀田一茂
保健福祉部 長	中村一久
社会福祉 課 長	斉藤隆史
兼 子ども通園センター 所 長	
介護福祉 課 長	吉川美幸
兼 ふれあいセンター 所 長	
ふれあいセンター 副審議 監	松原明美
経済部 長	福士勇治
商工労働観光 課 長	為国修一

商工労働観光課副審議監	岩 淵 真 里 子
農 政 課 長	小 林 哲 也
建 設 部 長	湯 浅 克 己
建 設 部 技 監 長	荒 木 政 宏
兼 土 木 課 監 長	金 泉 敏 博
土 木 課 副 審 議 監	金 丸 秀 樹
建 築 住 宅 課 長	洪 谷 正 人
建 築 住 宅 課 副 審 議 監	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監 長	兼 医 事 課 長
管 理 課 長	為 国 泰 朗
管 理 課 技 術 長	大 内 文 雄
経 営 企 画 課 長	洪 谷 和 彦
地 域 医 療 連 携 課 長	山 川 和 弘
研 修 管 理 室 副 審 議 監	森 田 康 晴
附 属 看 護 専 門 学 校 副 審 議 監	細 川 仁

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長	河 原 希 之
学 務 課 長	安 田 貢
学 務 課 指 導 主 事	松 田 安 弘
社 会 教 育 課 長	今 崎 大 三
兼 公 民 館 長	兼 図 書 館 長
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 々 木 純 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	橘 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	東 正 人

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小 林 哲 也

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	和 泉 肇
---------	-------

事 務 局 次 長 川 端 幸 人
事 務 局 主 係 山 崎 敏 彦
事 務 局 局 長 渡 部 秀 樹

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○委員長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

ここでお諮りいたします。本日の委員会に一般傍聴の方から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 直ちに議事に入ります。

前日に引き続いて、議案第9号の審査を続けます。

建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 昨日は大変失礼いたしました。

第39条第1項第2号の規定について、この条例の規定による許可または確認に付した条件に違反している者、この部分を削除した理由につきましては、今回使用料改定に伴います条例改正に伴いまして、条文の適正化ということで条文の見直しを図ったところでございます。その中で、本条例におきます許可または確認に対して条件を付すという条文構成にはなっておりませんし、またこのような条件を付すこともないということの取り扱いをしておりますので、今回につきましてはこの第2号を削除したと、そういう状況でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 考え方なので、必ずしもそれが違法、不当だとは思いませんけれども、ただ一つの条件を付すときの考え方として絶対法律や条例に明示されていなければ条件を付せないかという、そういうわけではなく、今回消した中には許可も含まれています。行政行為に対しては、裁量の中で条件を付すといったことも当然できるわけでありまして、今までそういった事例がないからといって、あるいは法定されていない、条例で定められていないからといって条件を付さないというようなこともあり得ないわけでありまして、今後そういうのはどういう状況が生まれるかわからない中では、今回これを消すことによって直ちにふぐあいが生じるとは思いませんが、ただ先ほどの説明だけだと、何か条例の中で規定されていないから、そういう根拠がないのでというような考えも示されましたけ

れども、繰り返しになりますけれども、それがなくても許可処分に対しては条件を付すことが当然裁量の範囲内できるといったこともあるわけですので、それは考えて残しておくべきだったのではないのかなと思うのです。今回上程されているものは、後に出てくる下水道条例と極めて似通った部分もあって、下水道条例と少しはリンクしている部分もあって、下水道条例のほうでも同じように監督処分の2号の規定がなくなっているのですが、これは共通することなのですけれども、今後どのような事態が発生して行政庁のほうから業者さんのほうに条件を付す可能性が出てくるかもわかりませんし、場合によってはそういうような事態が発生してから条例を改正するというのは、時には是正措置を命ずるといって、指示に対して強制力を行使することにもつながりかねませんので、手続というのは条例の中ではしっかりとそれは明示しておく方がいいだろうと、事前に網をかけておく方がいいだろうと思いますので、その辺今回は削除ということですが、削除したからもう二度と復活できないものでもないと思いますので、いろんなよその自治体の条例等も参考にしながら、そういう環境の整備といったものも考えていかなければいけないのかなと思うのですけれども、その点について再度見解をお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 基本的には、条件を付す場合につきましては、法の中でも定まっておりますけれども、条例で定めていきたいと考えてございます。今委員のほうから、裁量の範囲の中でというお話もありました。それらを含めながら、基本的な考え方といたしましては条例に規定をしまりたいと考えておりますけれども、今後どのような取り扱いがあるのかも含めて検討を引き続きしていきたいと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 できるだけ手続を明確にするということで、今答弁にもあったように条例の中でうたうというのは、それはより不意打ちを防止するという点ではいいことだと思いますので、それはそういう考えを持っているのであれば、今後そういう監督処分の中にまた同じような規定を復活させることがあつてすれば、それとセットで条例上の根拠を持ってやっていただきたいと思いますし、今ほど答弁いただいたものというのは、ちょっと越権になるかもしれないのですけれども、下水道条例のところも全く同じような規定ですから、それも同じような考えでいいのかどうかということを最後に確認をさせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 今回の個別排水処理施設条例は、基本的には下水道条例と整合性をとりながら改正をしてきたところでございます。今委員のお話にもありましてとおり、基本的には監督処分を行う場合については条例を制定した条件についてということで明文化していきたいと考えております。こちらは、両方あわせながら引き続き検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての審

査に入ります。

これより質疑に入ります。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 1点だけなのですが、今回条例を改正することに当たって、申請書の記載事項等、通常ほかの砂川市の条例であれば規則事項とされているようなことが随分明確に条例の本則の中で細分化されたのですが、通常こういったものというのは行政機関に裁量というか、流動性を与えるためにいつでも変更が可能とするように規則でうたうことが多いのですが、これが条例の本則上でこれだけ具体的にされているというような理由をまず最初にお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 土木課副審議監。

○土木課副審議監 金泉敏博君 まず、申請書の中身という形で記載しておりますが、この記載事項に関しましては都市公園法の中で条例で定める事項を記載した申請書を提出するというようになっておりますので、今回条例の中で記載事項について定めたものでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 もとの法がそのような形になっていたとしても、条例によっては規則で定めるという抽象的な条項だけを条例でうたって、さらに細かいことは規則で定めるという方法もあるのですが、法に準拠するような形で詳細に書いたというのはいいのですが、一方で危惧するところは、先ほども言いましたように、規則の変更と違って、この中身を変えようとするときには議会の議決事項になりますので、その辺迅速性を阻害することになると、これは都市公園ですから、工事をする業者さんとか、そういった方々がいろんな申請行為をするときに迅速に対応できないようなおそれも出てくるのかなと考えるところもあるのですが、そういったところについては原課としてはどう対応しようとしているのかというのはいかがでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 土木課副審議監。

○土木課副審議監 金泉敏博君 今回の申請書の記載の内容につきましては、許可における最低条件という形で載せております。その他必要なことが出た場合は、その他市長の指示する事項という形で今後規則の中で様式等をうたっていきますので、その中で加えていくという形になっていくと思います。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

武田真委員。

○武田 真委員 1点だけ確認したかったですけれども、今回宿日直手当が改正になったところなのですから、実際あれば、支給している状況と影響額等をお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 今回改正しました宿日直手当につきましては、国家公務員の給与における改正がございまして、ここにつきましては19年ぶりの改正となります。この手当の支給についてでございますけれども、市役所におきましては昭和50年から業者のほうへ宿直業務を委託しておりますので、それ以降は支給しておりません。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

14ページ、第2款総務費、第1項総務管理費についてございませんか。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 焼山線バス運行に関する経費について伺います。

ここには収支不足の補償金について書かれているわけですがけれども、先般のマスコミ報道によりますと、中央バス焼山線廃止という見出しで新聞記事が載っているわけなのです。

けれども、その中でももう既に住民説明に入っているということなのですから、その辺の概要について住民の反応を含めてお伺いしたいのですが。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 焼山線、今回報道にも出ておりましたとおり、市として、歌志内市のほうで廃止という意向があるということで存続が難しいという状況の中から、地域の方への説明会を7月、そして11月と2回にわたって説明会を実施しているところでございます。説明会の中では、反対という声はございません。また、特に焼山地区の方におきますと、バスよりも乗合タクシーのようなものを充実させてほしいというような意見がございまして、説明等を終えて、今後歌志内市さんと中央バスさんとの協議に向けて準備を進めているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 今乗合タクシーのお話も出ておりましたし、住民のほうも特に大きな反対はないということで理解しました。ただ、あそこの中には知的障害の施設もございまして。そういった中では、施設の中に入所している方の対応はその施設で対応するのでしょうか、市内から焼山線を利用して通っている方々もいらっしゃると思いますので、その辺については施設と十分に話し合っただけで進めたいと思いますが、その辺についてお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 先ほどの地域説明会とともに、希望学院さんのほうにも、生徒さんがバスを利用されて通われているということもございましてご説明に伺っているところでございまして、希望学院さんとしては自前のバスで送迎等も行っておりますけれども、砂川市内に住まわれて、希望してバスを利用して通われている方がいるということで、そちらの方々につきましてもバスの利用ができない場合についてのご本人の意向を確認するというような話を聞いてございます。その中で、もしどうしても希望学院さんのバスにも乗れないというような状況がございましたら、希望学院さんのほうにも今後歌志内市と中央バスとの協議の結果を踏まえてまたお話に伺って、何か市として対応ができるのであれば検討していきたいと考えているところであります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。14ページ、第2款総務費、第2項徴税費。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 本会議の提案説明の中で、地価調査をして、全地点で地価の下落があって、適正評価のために今回予算を上げるといった説明だったかと思うのですが、もう少し詳細を、どういうものなのかという。地価が下落していたというのは報じられているのですが、適正評価のためにまた新たに調査をするということはどういった流れ

なのかというのを確認したいと思います。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 堀田一茂君 固定資産税の価格というのは、基準年度というのがありまして、評価がえの年度になります。評価がえの年度で評価がえをすると価格については3年間据え置きされるのが基本なのですが、年に1度、地価調査を道でしているのですが、その価格が評価がえの価格よりも下落している場合、その場合については適正な評価をするために標準宅地の時点修正鑑定評価というのを行うという流れです。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 不動産には、今の固定資産税の評価とか、不動産鑑定評価とか、いろんな評価の視点で価値の判断が変わるという要素があると思うのですが、今の手続的なことで大まかなことはわかったのですが、これをやることによって市の固定資産税とかの徴収に当たっての事務に影響してくるものなのかどうかということなのだと思います、その辺というのはいかがですか。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 堀田一茂君 その時点で下落している土地についての評価をやり直すという形になりますので、価格が下がるということはうちの固定資産税の評価額も下がりますので、税額も下がります。そこが徴収に影響があるかどうかというのは、納税者がお支払いになっていただければそのままですし、さほど徴収には影響ないと考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 聞き方を変えて、徴収という行政側からではなく、納税する側からすると、評価の価格が変動することによって税額も多分変動すると思うので、今下落で適正評価ということですから、既存の納税額よりも下がって、納税者にとって、ちょっと言い方はよくないですが、メリットになるようなことも考えられる。それは絶対起こるかどうかはわからないですが、そういったことに行われる調査として今回こういうことが予算計上されているという理解でよろしいですか。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 堀田一茂君 納税者にメリットを与えるためにやるというよりも、その時点での地価の適正な価格を評価するという形になりますので、結果的に納税者の方の税額が下がって、納税者には納税しやすくなるという形になります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 私がさっき言ったのは、別に納税者にメリットを与えるためにこの調査をやっているのでしょうかという意味で言ったのではなくて、今まさに答弁あったように結果的に納税者にメリットになるというようなことになる調査だったということで今理解させていただきましたので、終わります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。16ページ、第4項選挙費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。18ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。20ページ、第7款商工費、第1項商工費。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 提案説明の中で農産加工にかかわる補助ということだったのですけれども、具体的にどういった農産加工に対する補助になって、差し支えなければ、どんな業種の方に出されるものなのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 補助金をお出しする業種は菓子製造業の方でありまして、ここの方が以前から取引のあった菓子卸業者が東京にいますのですけれども、その業者から、北海道産米を使ったお菓子を開発してくれば首都圏でそれを扱いたいという働きかけがございまして、そちらの働きかけに応える形で、市内の農家の米を使ったポントパールというお菓子なのですけれども、その開発を行っていることに対する補助を行いたいということです。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、今商品名が出たので、どこのお菓子屋さんか大体わかったのですけれども、既にもうこの補助金をもらう前にそのお菓子は開発されていたとは思いますが、それをまた新しい何か違うお菓子を、例えば味とか、いろいろなものの商品開発につなげるために出したもののなのか、既存のお菓子に対するもののさらなる生産量の拡大ですとか、生産量を拡大するということは、先ほどの答弁であれば市内の農家の方からお米を仕入れるわけですから、市内の農家の方の活性化にもつながると思うのですけれども、そういった趣旨で出された補助金なのかどうかということなのですけれども、その辺というのはどういう経緯かというのをもうちょっと詳しくお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 今までポントパールという名前が出ていたと思うのですけれども、以前はトウモロコシを原材料としたポントパールでして、今回はお米ですので、全く違うものです。それで、この商品は以前から試験開発をしまして、この12月にその試作品が完成をして、2月から東京の卸売業者を通じた販売を行うということでお聞きしております。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。22ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、ございませ

んか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 JRの砂川駅に待合室の設置工事という形の負担金が、これは債務負担行為で来年までということになっているのですけれども、工事費ということなので、大体どんな感じのものができ上がってくるのかということをお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 JR砂川駅に設置する改善事業ということで、風除室でございますけれども、1,702万8,000円ということで、これは全体事業費でございます。そのうち、今年度支払う分ということで681万2,000円ほど計上させていただいたところでございます。工事につきましては、2月ごろに発注いたしまして、冬期間におきましては部材の製作、そして雪解け後、ゴールデンウィーク明けぐらいからになると思うのですが、現場で設置というようなことを目指しているところでございます。つくものにつきましては、札幌方面に行くプラットホームでございますけれども、あそこにつきましては幅が約5メートル600ほどというところでございますので、その中でとれる範疇のもの、また上屋の屋根の支柱もたくさん立っているものですから、そういうような状況を見据えた中で、幅と長さにつきましてはそのところでとれる最大のものということで、場所的に余裕があるところ、ホームの階段をおりたところに椅子が設置されているのですけれども、あの辺がそういうスペースになるかというところで、そのところで今考えているところにつきましては長さは3メートル660、幅は1メートル95ということで、そこそこのスペースのものがつくれるのではないのかなと考えておりますし、またそこにつきましては電気もつけるというようなこと、またちょうどおりたところになりますので、入り口につきましても2カ所考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 2月に発注する分で、今回債務負担行為で2カ年に分けるというところの理由なのですけれども、これはどんな事情でこうなっていくのか、来年度一気にということも考えられるのかなとも思うので、その辺はどんなことでこうなっているのかお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 土木課副審議監。

○土木課副審議監 金泉敏博君 工期が2カ年にわたるという理由ですが、まず1点目としては、秋までに設置したいという形で考えております。これは、4月に仮に発注したとしても、JRの繁忙期というものがあまして、ゴールデンウィーク、それとお盆の時期という形で、工事をやる期間というものが限られてきております。その中で今回台風だとかブラックアウトだとかという面もありまして、JRとしては余裕のある工期を持ちたいということから、本年度製作的なものを進め、また今回つけるものに関しては既製品という形ではなく、先ほど技監のほうからも説明がありました寸法が限られた中でつくるとい

うことで、特注品になります。ですから、その製作日も含めると、今年度から製作を始めて、いい時期に設置をして、秋までには確実なものという形をとりたいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この風除室は前から望まれていたもので、特に冬期間は本当に寒い中でホームで待っているという状態だったのですけれども、私が見ても、つけられる場所というのは階段をおりてちょっと広い場所ということの想像ができるのですけれども、それでもまだそんなに大きな風除室にはならない。今寸法も言ってもらいましたけれども、ここにはベンチとか、立ってという、狭い場合は都会なんかでは立つような形のベンチとか、すっきり腰がおろせるベンチとかという工夫っていろいろあるのですけれども、今回はどんな中身の状況になるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 土木課副審議監。

○土木課副審議監 金泉敏博君 この狭いスペースの中で今おさめようとしているものは、ベンチをかけるタイプで4つ、それ以外に車椅子の方が入れるスペースという形で約1メートル50の半径ぐらいでおさまるようなスペースを設けるような形になっております。ですから、実質座るのは4名ですけれども、立っていただける方もいらっしゃれば8名近くは入るかなと考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後なのですけれども、工事費負担金と書いてあります。全部こっちで払う分なのに、何で負担金という名前をつけなければいけないのかなと思うのですけれども、その辺のところはどうなのでしょう。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 こちらの工事につきましては、全てJRさんのほうから発注されるような形になりまして、うちのほうとJRさんの間で一度契約を結びまして、そしてJRさんのほうから発注していただくという形をとることになりますので、そういう形からいけば負担金という形になるかということで計上させていただいたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。続いて、4ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから12ページについて質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 以上で本委員会に付託されました議案第3号から第15号、第19号、第17号、第18号、第20号、第1号及び第2号の各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午前10時36分

委 員 長